

答 申

諮問第2019号

「放送システムに関する技術的条件」

のうち

「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件」

1. 対象範囲

地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件を対象とする。

2. 局の分類

2.1 放送局の分類における中継局

地上デジタル放送の放送局は、上位局のない「親局」と上位局のある「中継局」とに分類する。各局の位置付けは、局間の伝送がTTL(Transmitter to Transmitter Link)なのか放送波中継なのかには依存しない。また、上位局のある放送局であっても、ローカル番組の挿入が可能なものは「親局」とする。

なお、「親局」は、現行の技術基準を適用することが適当である。

2.2 極微小電力局

中継局のうち、電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とし、空中線電力 0.05W以下で送信するものについては、極微小電力局として通常の中継局とは区別して位置付ける。

ただし、難視(受信障害によるもの)対策に用いる中継局であって、マルチ周波数ネットワーク(MFN)運用するものにあっては、周波数の有効利用等の課題があることから今後の検討課題として引き続き検討することが、また、難視(高層建築物等の障害によるもの)対策に用いる中継局にあっては、置局時における受信環境調査等の課題があることから、その検討結果を待って対応することが適当である。

3. 技術的条件

3.1 周波数許容偏差

以下の通りとする。

空中線電力	0.5W 超	0.05W 超～0.5W 以下	0.05W 以下
周波数許容偏差	3kHz	10kHz	20kHz (注)

(注) 極微小電力局に限る。

また、単一周波数ネットワーク(SFN)を構成するものにあっては、上記の許容偏差(当該単一周波数ネットワーク(SFN)に親局が含まれる場合は、親局についてはその許容偏差)を満足した上で、単一周波数ネットワーク(SFN)の関係にある局間相互の相対偏差が 10Hz 以内であるものとする。

3.2 空中線電力許容偏差

以下の通りとする。

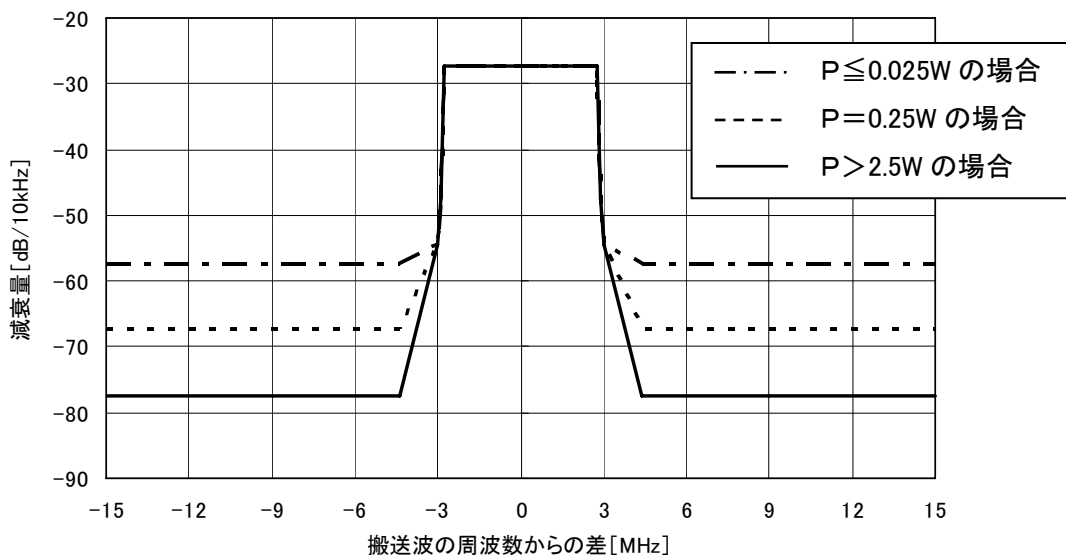
空中線電力	0.5W 超	0.05W 超～0.5W 以下	0.05W 以下
空中線電力許容偏差	上限 10% 下限 20%	上限 20% 下限 20%(注 1)	上限 50% 下限 50% (注 2)

(注 1) 複数波同時増幅を行う送信設備に限る。

(注 2) 極微小電力局に限る。

3.3 送信スペクトルマスク

以下のとおりとする。



搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
±2.79MHz	-27.4dB/10kHz	上限
±2.86MHz	-47.4dB/10kHz	上限
±3.00MHz	-54.4dB/10kHz	上限
±4.36MHz	-77.4dB/10kHz ^{*1,*2}	上限

* 1 自局の放送区域内で隣接チャンネルがアナログ放送(自局の実効輻射電力の10倍未満の実効輻射電力によるものに限る。)に使用されない場合、空中線電力0.25Wを超え2.5W以下の無線設備にあつては $-(73.4 + 10 \log P)$ dB/10kHz、空中線電力が0.25W以下の無線設備(*2の場合を除く。)にあつては-67.4dB/10kHzとする。

* 2 自局の放送区域内で隣接チャンネルがアナログ放送に使用されない場合、空中線電力 0.025W を超え 0.25W 未満の無線設備にあつては $-(73.4 + 10\log P)$ dB/10kHz、空中線電力が 0.025W 以下の無線設備にあつては -57.4 dB/10kHz とする。

注 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャンネル間については上表にかかわらず、平均電力Pからの減衰量 -27.4 dB/10kHzを上限とすることができる。